

# 山梨県二拠点居住企業誘致推進業務委託仕様書

## 1 目的

新型コロナウイルス感染の影響により、リモートワークなど、新たな働き方に取り組む企業が急速に拡大する中、都市部の企業等を中心に地方へのしごと移転等の機運が高まり、東京一極集中から地方分散へと潮目が変わりつつある。

このため、サテライトオフィスやシェアオフィスの誘致など、移住・二拠点居住に向けたしごと移転等を通じて地域間競争に勝ち抜き、地域経済の活性化や人口拡大に繋げるため、本県へ移転に興味を持つ企業等を把握するとともに、ニーズ分析や現地視察、課題の整理等を行うことにより、今後の誘致活動に繋げていくことを目的とする。

## 2 業務委託名称

山梨県二拠点居住企業誘致推進業務委託

## 3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

(1) サテライトオフィスの設置等、しごと移転等に興味のある都内企業の抽出・意向調査

東京圏に本点・支店を置く企業にアンケートを実施し、サテライトオフィスなどへの関心の有無、本県進出の意向の有無、進出においてネックとなる部分及び自治体（県あるいは市町村）に期待する支援の内容など、県と協議の上項目を決定し、郵送、WEBまたは電話の活用により、有効回答数500社以上を目指しアンケートを実施すること。

なお、企業の選定に関しては県と協議の上、基本的には事業者が実施するものとするが、事業者の知見を活用し、アンケートの回収率・有効回答率およびサテライトオフィス等に関する関心が高いと考えられる企業（主に非製造業）について実施すること。

(2) 意向のある企業に対するセミナー・相談会の開催

(1) のアンケートの結果を踏まえ、サテライトオフィス等あるいは本県への興味を有する企業に対してオンラインあるいは東京都内にてセミナー及び相談会を1回以

上開催すること。内容については、本県のサテライトオフィス等の状況や仕事や生活に関する情報及び企業誘致並びに移住・二拠点居住に関する支援制度等を予定しているが、(1)の結果を踏まえ県と協議の上決定する。

なお、セミナーについては、少なくとも40社以上の参加を目標として実施すること。

### (3) 現地視察

ア (1)及び(2)を通じて、本県へのサテライトオフィス等の開設の実現性が高い企業について現地視察を実施すること。現地視察については5社以上を目標とし、視察先の選定にあたっては、県と協議の上決定し、事業者において調整を実施すること。

イ 現地視察は、令和3年3月上旬までに実施すること。交通手段については、バスを想定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、十分な感染防止策を講じた上で実施するものとする。

ウ 現地視察を実施した企業に対してヒアリングを実施し、サテライトオフィス開設への見込みや課題等を整理の上、県に対して、実際のマッチングに繋げるための助言等支援を実施すること。

### (4) 課題の整理・報告書の作成

(1)から(3)による情報を用いるとともに、受注者において独自に必要なデータを収集し、調査・分析することで、本県のサテライトオフィスの誘致等についての課題を整理し報告する。また、課題の抽出に至った詳細な考え方、根拠については可能な限り客観的データを用いて示すこと。

### (5) 受注者に蓄積された知見等の活用

(1)から(4)までに掲げる業務については、受注者に蓄積された固有の知見、専門性、ノウハウ等を活用して、成果物に反映すること。

## 5 定期的な打ち合わせ

月に一回程度、進捗確認のため定期的な打ち合わせを実施する。

## 6 資料等の貸与及び返還

本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等(以下「貸与品」という。)を貸与する。

貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意を払って管理し、本業務以外の目

的に使用しないととも、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を山梨県に返還すること。

## 7 成果物

### (1) 成果図書

- ① 山梨県二拠点居住企業誘致推進業務委託報告書
- ② 企業からのアンケート結果を整理したもの（エクセル形式）
- ③ その他（本業務で収集した統計データ等）

### (2) 図書の体裁

A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

### (3) 納品方法

- ① 紙媒体      カラー版（（1）①及び②のみ）  
資料              3部（簡易製本可）  
報告書            3部（簡易製本可）
- ② ドキュメント類      電子媒体（CD-R）1枚に格納し3枚  
ファイル形式は、山梨県の一人一台パソコンで処理できる形式とする。

### (4) 納期

令和3年3月31日（水）まで

### (5) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本業務の遂行に当たり必要となる資料及びデータの提供は、発注者が妥当と判断する範囲内で提供する。提供に当たっては所定の手続きにより受託者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。
- (3) 本業務における成果品の所有権及び著作権は、すべて発注者に帰属するものとする。
- (4) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作

成し提出すること。

- (5) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとし議事録を作成し提出すること。